

全警協発第 157 号
令和 8 年 7 月 23 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」及び「日本成長戦略」の公表について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 21 日、政府において「経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）」及び「日本成長戦略」が閣議決定されました。

これらの方針には、賃上げの定着、官公需における価格転嫁の推進、中小企業の生産性向上支援、外国人政策の見直しなど、警備業の経営環境や人材確保に係る事項が盛り込まれております。

特に、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」では、最低賃金について全国平均 1,500 円の実現を目指す方針が示されるとともに、官公需における価格転嫁の徹底や、中小企業の省力化投資への支援強化などが掲げられています。

また、「日本成長戦略」では、官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プランの実行により、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等の取組を 2027 年度末までに 100%実施することとされているほか、警備業等の契約については価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底や総合評価落札方式の適用拡大を進めることが明記されています。

つきましては、参考として警備業に係ると思われる箇所を抜粋した資料を添付いたしますので、内容をご確認いただくとともに、必要に応じて加盟員各位への周知にご活用いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

<参考>

- 経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/2026_basicpolicies_ja.pdf

- 日本成長戦略

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/pdf/jgs2026.pdf>

経済財政運営と改革の基本方針 2026（抜粋）

（引用元：「経済財政運営と改革の基本方針 2026」令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）

第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

（3）強い地域経済の構築

（賃上げ環境整備）

2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 % 程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 % 程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025¹）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」²に基づき、100 億企業や中堅企業から売上高 1 ～10 億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」³を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）。

² 令和 8 年 6 月 24 日に、中小企業庁が策定・公表。

³ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等において策定。

⁴ 令和 8 年 4 月 6 日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

3. 国民の安全・安心の確保

(4) 外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」⁵に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度（JESTA）導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

手数料引上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、JESTAの2028年度中の導入に向けた準備作業やDXの推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」⁶を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026年度中に、基本方針を取りまとめる。

安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を2026年夏に取りまとめるとともに、土地等の調査・利用規制等を図る重要土地等調査法⁷の執行体制を強化する。地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

1. 「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

（経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換）

⁵ 令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。

⁶ 「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」(令和8年5月22日公表)。

⁷ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）。

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和8年度当初予算⁸から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。

その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。
(後略)

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(4) 持続可能な地方行財政基盤の強化

人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。地方の一般財源の総額を確保して⁹、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和8年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。(後略)

第4章 当面の経済財政運営と令和9年度予算編成に向けた考え方

2. 新たな予算編成の在り方と令和9年度の基本方針

政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和9年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。

概算要求では、一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映する。その際、公定価格や各種基準額・閾値の必要な点検・見直し等を進める。すなわち、人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行う。

⁸ 令和8年度地方財政計画を含む。

⁹ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、国において経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換していくことを踏まえつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。

日本成長戦略（抜粋）

（引用元：「日本成長戦略」令和8年7月21日閣議決定）

Ⅲ．8つの分野横断的課題の解決

7．賃上げ環境整備

（2）対応の方向性

③ 講じるべき施策パッケージ

- i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等を進める。

- ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」¹の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置²が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹

¹ 2026年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

² 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン³」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じた更なる対応策を検討する。また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ⁴、各都道府県の生産性向上支援センター⁵等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

³ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

⁴ 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

⁵ 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。